

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（福島第二原子力発電所、東通原子力発電所 保安規定）【3】
2. 日 時：令和2年12月4日 10時00分～10時25分
3. 場 所：原子力規制庁9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、角谷管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他7名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書及び令和2年11月5日に提出された東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年12月2日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定において定めた「原子力事業者としての基本姿勢」を福島第二原子力発電所及び東通原子力発電所の原子炉施設保安規定に適切に展開し、説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし